

議案第 88 号

組織機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

条例 別記のとおり

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

組織機構の見直しに伴い、関係条例の整備をしたいので、この案を提出するものである。

組織機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(入間市総合計画審議会条例の一部改正)

第1条 入間市総合計画審議会条例(昭和43年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第10条中「企画部企画課政策推進室」を「企画部企画課」に改める。

(ジョンソン基地跡地利用計画審議会条例の一部改正)

第2条 ジョンソン基地跡地利用計画審議会条例(昭和55年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条中「企画部企画課政策推進室」を「企画部企画課」に改める。

(入間市行政改革推進委員会条例の一部改正)

第3条 入間市行政改革推進委員会条例(昭和60年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第7条中「企画部企画課」を「企画部デジタル行政推進課」に改める。

(入間市男女共同参画推進センター条例の一部改正)

第4条 入間市男女共同参画推進センター条例(平成15年条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表中「、展示交流室」を削る。

(入間市消費生活センター条例の一部改正)

第5条 入間市消費生活センター条例(平成28年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「入間市豊岡一丁目16番1号」を「入間市豊岡四丁目2番2号」に改める。

(入間市地域包括支援センター及び地域密着型サービス等運営協議会条例の一部改正)

第6条 入間市地域包括支援センター及び地域密着型サービス等運営協議会条例(平成26年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第7条中「健康推進部介護保険課」を「福祉部高齢者支援課」に改める。

(入間市環境審議会条例の一部改正)

第7条 入間市環境審議会条例(平成9年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第7条中「環境経済部環境課」を「環境経済部エコ・クリーン政策課」に改める。

(入間市産業廃棄物処理施設の設置等に係る周辺環境の保全に関する条例の一部改正)

第 8 条 入間市産業廃棄物処理施設の設置等に係る周辺環境の保全に関する条例（平成 16 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条中「環境経済部環境課」を「環境経済部生活環境課」に改める。

（入間市ラブホテルの建築規制に関する条例の一部改正）

第 9 条 入間市ラブホテルの建築規制に関する条例（昭和 60 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条中「環境経済部環境課」を「環境経済部生活環境課」に改める。

（入間市廃棄物減量等推進審議会条例の一部改正）

第 10 条 入間市廃棄物減量等推進審議会条例（昭和 49 年条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「環境経済部総合クリーンセンター」を「環境経済部エコ・クリーン政策課」に改める。

（入間市空家等対策協議会条例の一部改正）

第 11 条 入間市空家等対策協議会条例（平成 30 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「危機管理課」を「都市整備部都市計画課」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。